

亀山市告示第184号

亀山市住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する事務取扱要綱等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年12月24日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する事務取扱要綱等の一部を改正する告示

(亀山市住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する事務取扱要綱の一部改正)

第1条 亀山市住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する事務取扱要綱(平成18年亀山市告示第155号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分(以下「改正部分」という。)及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分(以下「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
(閲覧者の本人確認) 第9条 市長は、申出による閲覧者に対して、旅券、運転免許証、個人番号カードその他官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等(本人の写真が貼付されたものに限る。)の提示を求めて、本人であることを確認するものとする。	(閲覧者の本人確認) 第9条 市長は、申出による閲覧者に対して、 <u>住民基本台帳カード</u> 又は旅券、運転免許証、個人番号カードその他官公署が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等(本人の写真が <u>ちょう付</u> されたものに限る。)の提示を求めて、本人であることを確認するものとする。

2 [略]	2 [略]
備考 表中の [ ] の記載は注記である。	

(亀山市税関係証明書等の交付等に関する事務取扱要綱の一部改正)

第2条 亀山市税関係証明書等の交付等に関する事務取扱要綱（平成23年亀山市告示第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分を削る。

改正後	改正前
別表第2（第4条関係） 1 次に掲げる書類のうちいずれか1以上の書類を提示する方法	別表第2（第4条関係） 1 次に掲げる書類のうちいずれか1以上の書類を提示する方法
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>運転免許証、個人番号カード、旅券（パスポート）、在留カード（写真付き）、特別永住者証明書（写真付き）、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引士証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特種電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、検定合格証（警備員）、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（写真付き）、運転経歴証明書（平成24年4月1日以後に交付されたものに限る。）又は国若しくは地方公共団体の機関が発行した身分証明書で写真をはり付けたもの</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>運転免許証、個人番号カード、旅券（パスポート）、在留カード（写真付き）、特別永住者証明書（写真付き）、<u>住民基本台帳カード（写真付き）</u>、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引士証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特種電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、検定合格証（警備員）、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（写真付き）、運転経歴証明書（平成24年4月1日以後に交付されたものに限る。）又は国若しくは地方公共団体の機関が発行した身分証明書で写真をはり付けたもの</p> </div>

2 前項に掲げる書類を提示できないときは、次の表の第1号に掲げる書類のいずれか1以上の書類及び第2号に掲げる書類のいずれか1以上の書類を提示する方法（同号に掲げる書類を提示することができない場合にあつては、第1号に掲げる書類のいずれか2以上の書類を提示する方法）

- (1) 国民健康保険、後期高齢者医療、健康保険、船員保険、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合若しくは私立学校教職員共済制度の資格確認書、自衛官等に対する療養の給付等に関する省令（令和6年防衛省令第4号）第7条第2項に定める資格確認書、介護保険被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国民年金手帳、国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書、共済年金若しくは恩給の証書、在留カード（写真なし）、特別永住者証明書（写真なし）、精神障害者保健福祉手帳（写真なし）、生活保護受給者証、児童扶養手当証書又は本人あて納税通知書
- (2) 学生証（写真付き）又は法人が発行した身分証明書（写真付き）

の

2 前項に掲げる書類を提示できないときは、次の表の第1号に掲げる書類のいずれか1以上の書類及び第2号に掲げる書類のいずれか1以上の書類を提示する方法（同号に掲げる書類を提示することができない場合にあつては、第1号に掲げる書類のいずれか2以上の書類を提示する方法）

- (1) 国民健康保険、後期高齢者医療、健康保険、船員保険、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合若しくは私立学校教職員共済制度の資格確認書、自衛官等に対する療養の給付等に関する省令（令和6年防衛省令第4号）第7条第2項に定める資格確認書、介護保険被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国民年金手帳、国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書、共済年金若しくは恩給の証書、住民基本台帳カード（写真なし）、在留カード（写真なし）、特別永住者証明書（写真なし）、精神障害者保健福祉手帳（写真なし）、生活保護受給者証、児童扶養手当証書又は本人あて納税通知書
- (2) 学生証（写真付き）又は法人

(国若しくは地方公共団体の機関が発行したものを除く。)	が発行した身分証明書(写真付き) (国若しくは地方公共団体の機関が発行したものを除く。)
-----------------------------	---

(亀山市戸籍届出等に係る本人確認に関する事務取扱要綱の一部改正)

第3条 亀山市戸籍届出等に係る本人確認に関する事務取扱要綱(平成24年亀山市告示第65号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分を削る。

改正後	改正前
<p>別表第1(第4条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; min-height: 500px;"> <p>運転免許証、個人番号カード、旅券(パスポート)、船員手帳、身体障害者手帳、無線従事者免許証、海技免状、小型船舶操縦免許証、宅地建物取引士証、航空従事者技能証明書、耐空検査員の証、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、猟銃・空気銃所持許可証、教習資格認定証、運転経歴証明書(平成24年4月1日以後に交付されたものに限る。)、電気工事士免状、特種電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、療育手帳、戦傷病者手帳、警備員検定の合格証明書、在留カード(写真付き)、特別永住者証明書(写真付き)、精神障害者保健福祉手帳(写真付き)又は国若しくは地方公共団体の機関が発行した身分証明書で写真をはり付けたもの</p> </div> <p>別表第2(第4条関係)</p>	<p>別表第1(第4条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; min-height: 500px;"> <p>運転免許証、個人番号カード、旅券(パスポート)、船員手帳、身体障害者手帳、無線従事者免許証、海技免状、小型船舶操縦免許証、宅地建物取引士証、航空従事者技能証明書、耐空検査員の証、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、猟銃・空気銃所持許可証、教習資格認定証、運転経歴証明書(平成24年4月1日以後に交付されたものに限る。)、電気工事士免状、特種電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、療育手帳、戦傷病者手帳、警備員検定の合格証明書、在留カード(写真付き)、特別永住者証明書(写真付き)、<u>住民基本台帳カード(写真付き)</u>、精神障害者保健福祉手帳(写真付き)又は国若しくは地方公共団体の機関が発行した身分証明書で写真をはり付けたもの</p> </div> <p>別表第2(第4条関係)</p>

<p>国民健康保険、後期高齢者医療、健康保険、船員保険、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合若しくは私立学校教職員共済制度の資格確認書、自衛官等に対する療養の給付等に関する省令（令和6年防衛省令第4号）第7条第2項に定める資格確認書、介護保険被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国民年金手帳、国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書、共済年金若しくは恩給の証書、在留カード（写真なし）、特別永住者証明書（写真なし）、届出に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書、精神障害者保健福祉手帳（写真なし）、生活保護受給者証又は児童扶養手当証書</p>	<p>国民健康保険、後期高齢者医療、健康保険、船員保険、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合若しくは私立学校教職員共済制度の資格確認書、自衛官等に対する療養の給付等に関する省令（令和6年防衛省令第4号）第7条第2項に定める資格確認書、介護保険被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国民年金手帳、国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書、共済年金若しくは恩給の証書、<u>住民基本台帳カード（写真なし）</u>、在留カード（写真なし）、特別永住者証明書（写真なし）、届出に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書、精神障害者保健福祉手帳（写真なし）、生活保護受給者証又は児童扶養手当証書</p>
--	---

（亀山市住民異動届出に係る本人確認に関する事務取扱要綱の一部改正）

第4条 亀山市住民異動届出に係る本人確認に関する事務取扱要綱（平成24年亀山市告示第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1） 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2） 改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
(対象となる届出)	(対象となる届出)

第2条 本人確認を行う対象となる届出は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第22条から第24条まで及び第25条の規定による届出とする。

別表第1（第4条、第5条関係）

運転免許証、個人番号カード、旅券（パスポート）、船員手帳、身体障害者手帳、無線従事者免許証、海技免状、小型船舶操縦免許証、宅地建物取引士証、航空従事者技能証明書、耐空検査員の証、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、猟銃・空気銃所持許可証、教習資格認定証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以後に交付されたものに限る。）、電気工事士免状、特種電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、療育手帳、戦傷病者手帳、警備員検定の合格証明書、在留カード（写真付き）、特別永住者証明書（写真付き）、精神障害者保健福祉手帳（写真付き）又は国若しくは地方公共団体の機関が発行した身分証明書で写真をはり付けたもの

別表第2（第4条、第5条関係）

国民健康保険、後期高齢者医療、健康保険、船員保険、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合若しくは私立学校

第2条 本人確認を行う対象となる届出は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第22条から第24号まで及び第25条の規定による届出とする。

別表第1（第4条、第5条関係）

運転免許証、個人番号カード、旅券（パスポート）、船員手帳、身体障害者手帳、無線従事者免許証、海技免状、小型船舶操縦免許証、宅地建物取引士証、航空従事者技能証明書、耐空検査員の証、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、猟銃・空気銃所持許可証、教習資格認定証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以後に交付されたものに限る。）、電気工事士免状、特種電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、療育手帳、戦傷病者手帳、警備員検定の合格証明書、在留カード（写真付き）、特別永住者証明書（写真付き）、住民基本台帳カード（写真付き）、精神障害者保健福祉手帳（写真付き）又は国若しくは地方公共団体の機関が発行した身分証明書で写真をはり付けたもの

別表第2（第4条、第5条関係）

国民健康保険、後期高齢者医療、健康保険、船員保険、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合若しくは私立学校

<p>教職員共済制度の資格確認書、自衛官等に対する療養の給付等に関する省令（令和6年防衛省令第4号）第7条第2項に定める資格確認書、介護保険被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国民年金手帳、国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書、共済年金若しくは恩給の証書、在留カード（写真なし）、特別永住者証明書（写真なし）、届出に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書、精神障害者保健福祉手帳（写真なし）、生活保護受給者証又は児童扶養手当証書</p>	<p>教職員共済制度の資格確認書、自衛官等に対する療養の給付等に関する省令（令和6年防衛省令第4号）第7条第2項に定める資格確認書、介護保険被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国民年金手帳、国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書、共済年金若しくは恩給の証書、<u>住民基本台帳カード（写真なし）</u>、在留カード（写真なし）、特別永住者証明書（写真なし）、届出に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書、精神障害者保健福祉手帳（写真なし）、生活保護受給者証又は児童扶養手当証書</p>
--	---

（亀山市生活困窮者住居確保給付金支給要綱の一部改正）

第5条 亀山市生活困窮者住居確保給付金支給要綱（平成27年亀山市告示第135号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分を削る。

改正後	改正前
<p>（添付書類）</p> <p>第11条 申請者が申請書に添えて提出する添付書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>（1） 本人確認書類</p> <p>運転免許証、個人番号カード、旅券、各種福祉手帳、医療保険の資格確認書、住民票、戸籍謄本等のうちいずれかの写し</p>	<p>（添付書類）</p> <p>第11条 申請者が申請書に添えて提出する添付書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>（1） 本人確認書類</p> <p>運転免許証、個人番号カード、<u>住民基本台帳カード</u>、旅券、各種福祉手帳、医療保険の資格確認書、住民票、戸籍謄本等のうちいずれかの写し</p>

(2) ~ (4) [略]	(2) ~ (4) [略]
備考 表中の [ ] の記載は注記である。	

様式第1号中「、住民基本台帳カード」を削る。

様式第1号の2中「、住民基本台帳カード」を削る。

(亀山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に係る本人確認事務取扱要綱の一部改正)

第6条 亀山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に係る本人確認事務取扱要綱（平成27年亀山市告示第211号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分を削る。

改正後	改正前
別表第1（第2条関係）	別表第1（第2条関係）
<p>運転免許証、個人番号カード、旅券（パスポート）、船員手帳、身体障害者手帳、無線従事者免許証、海技免状、小型船舶操縦免許証、宅地建物取引士証、航空従事者技能証明書、耐空検査員の証、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、猟銃・空気銃所持許可証、教習資格認定証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以後に交付されたものに限る。）、電気工事士免状、特種電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、療育手帳、戦傷病者手帳、警備員検定の合格証明書、在留カード（写真付き）、特別永住者証明書（写真付き）、精神障害者保健福祉手帳（写真付き）又は国若しくは地方公共団体の機関が発行</p>	<p>運転免許証、個人番号カード、旅券（パスポート）、船員手帳、身体障害者手帳、無線従事者免許証、海技免状、小型船舶操縦免許証、宅地建物取引士証、航空従事者技能証明書、耐空検査員の証、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、猟銃・空気銃所持許可証、教習資格認定証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以後に交付されたものに限る。）、電気工事士免状、特種電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、療育手帳、戦傷病者手帳、警備員検定の合格証明書、在留カード（写真付き）、特別永住者証明書（写真付き）、<u>住民基本台帳カード（写真付き）</u>、精神障害者保健福祉手帳（写真付き）又は国</p>

した身分証明書（写真付き）	若しくは地方公共団体の機関が発行した身分証明書（写真付き）
別表第2（第2条関係）	別表第2（第2条関係）
<p>国民健康保険、後期高齢者医療、健康保険、船員保険、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合若しくは私立学校教職員共済制度の資格確認書、自衛官等に対する療養の給付等に関する省令（令和6年防衛省令第4号）第7条第2項に定める資格確認書、介護保険被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国民年金手帳、国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書、共済年金若しくは恩給の証書、在留カード（写真なし）、特別永住者証明書（写真なし）、精神障害者保健福祉手帳（写真なし）、生活保護受給者証又は児童扶養手当証書</p>	<p>国民健康保険、後期高齢者医療、健康保険、船員保険、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合若しくは私立学校教職員共済制度の資格確認書、自衛官等に対する療養の給付等に関する省令（令和6年防衛省令第4号）第7条第2項に定める資格確認書、介護保険被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国民年金手帳、国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書、共済年金若しくは恩給の証書、<u>住民基本台帳カード（写真なし）</u>、在留カード（写真なし）、特別永住者証明書（写真なし）、精神障害者保健福祉手帳（写真なし）、生活保護受給者証又は児童扶養手当証書</p>

（亀山市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱の一部改正）

第7条 亀山市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱（平成28年亀山市告示第97号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「又は住民基本台帳カード（顔写真及び住所記載のあるもの）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式（次項において「旧様

式」という。)により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

- 3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。